

幼児教育・保育の無償化について

問合せ先 こども未来課子ども福祉係、各支所地域振興課福祉係
☎ 背表紙（P24）をご覧ください

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

対象者・利用料



幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化には月額上限額があります。詳しくは、各園にお問い合わせください。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
（注） 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。



0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子どものみを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

対象となる施設・事業

幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



預かり保育を利用する子どもたち

対象者・利用料

- 預かり保育は、幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）に在籍している児童が利用できるサービスですが、無償化の対象となるためには、日置市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
（注）原則、通われている幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を経由しての申請となります。
保育の必要性の認定の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。
- 幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用に加え、利用日数に応じて無償化となる最大月額が決められています。詳しくは、各園にお問い合わせください。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

対象者・利用料

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
（注1）保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
（注2）原則、認可外保育施設等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※現在利用中の子どもについては、すでに日置市独自助成において利用料は無料であるため、無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。

